

保育所(園)・認定こども園等



入所申込手続きのご案内

大東市こども家庭室保育幼稚園グループ

〒574-8555 大東市谷川一丁目1番1号

Tel.072-870-0474 (直通)



この案内には、保育施設等への入所申込みに関する手続きについて記載しています。
よくお読みのうえ、お申込みください。

保育所(園)とは

保育所(園)は、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行う施設です。

認定こども園とは

認定こども園は、幼稚園と保育所(園)の機能や特徴をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。

小規模保育施設とは

小規模保育施設は、0～2歳児を対象として、20人未満の少人数単位で保育を行う施設です。

教育・保育給付認定とは

年齢と保育の必要な事由の有無によって3つに区分され、認定された区分によって利用できる施設が異なります。教育・保育給付認定を受けると、認定内容が記載された「支給認定証」が交付されます。



教育・保育給付認定の区分等について

教育・保育給付認定区分	年齢	保育の必要な事由	利用できる施設	受付場所
1号認定	満3歳以上	なし	幼稚園（新制度移行園） 認定こども園（幼稚園部分）	各施設
2号認定	3歳以上	あり	保育所（園） 認定こども園（保育所部分）	保育幼稚園 グループ
3号認定	3歳未満	あり	保育所（園） 認定こども園（保育所部分） 小規模保育施設	保育幼稚園 グループ

【2号認定・3号認定は、保育の必要量に応じて保育標準時間と保育短時間に区分されます。】

1号認定	教育標準時間	1日概ね4時間の教育を受けます。
2号認定	保育標準時間	1日最大11時間の保育を受けます。 (利用時間は、保育が必要と認められる時間内に限ります。)
3号認定	保育短時間	1日最大8時間の保育を受けます。 (利用時間は、保育が必要と認められる時間内に限ります。)

保育の必要性が認められる要件

保育の必要な事由	保護者の状況
就労	月64時間以上の労働に常態的に従事している場合
妊娠・出産	出産予定日前8週間である場合又は産後8週間以内の場合
保護者の疾病・障害	保護者の病気や傷病、心身の障害により子どもを保育することが困難な場合
同居又は長期入院等している親族の介護等	親族の介護・看護や入院・通院・通所の付添いのために子どもを保育することが困難な場合
就学	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）中の場合
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合 ※入所後90日以内に上記の就労要件を満たす必要あり。
災害復旧	震災、風水害、火災等の災害復旧に当たっていることにより、子どもを保育することが困難な場合

入所申込みをすることができる児童

1. 大東市内に在住している児童であること。
※住宅の購入、賃貸借などにより大東市内への転入を予定しており、その事実を書面（住宅の購入に関する契約書等）で確認できる場合は、大東市外に在住している児童も入所申込みができます。**（※入所希望日の前日までに転入する場合があります。）**
2. 保護者の方全員が、保育の必要性が認められる要件のいずれかに該当していること。

入所申込みの受付

1. 入所申込みの受付は、**市役所こども家庭室（保育幼稚園グループ）の窓口**で行います。
※2号・3号認定（保育認定）の方が対象です。
※**郵送、電話での入所申込みはできませんので、ご注意ください。**
※**保育施設等に必要書類の提出を依頼することはできませんので、ご注意ください。**
2. 入所申込みの受付期間は、次のとおりとなります。
 - ① **令和5年4月入所を希望される場合の受付期間**
⇒ **令和4年11月7日（月）～12月2日（金）**
※上記受付期間以降に申込みをされた方は、原則として、欠員待ちの対象となります。
※利用調整を行った結果、入所枠に余裕のある場合は、二回目の利用調整を行います。
二回目の利用調整に係る受付期間は、**令和5年1月31日（火）**までとなります。
※二回目の利用調整を行った結果、入所枠に余裕がある場合は最終の利用調整を行います。
最終の利用調整に係る受付期間は、**令和5年2月28日（火）**までとなります。
 - ② **令和5年5月以降の入所を希望される場合の受付期間**
⇒ **入所希望月の2か月前の月の末日まで**
※令和6年2月又は3月入所希望の方は、別途お問い合わせください。

入所申込み・入所に関する注意事項

1. **必要書類に不備等がある場合や、受付期間を超過している場合は受付できませんので、ご注意ください。**
2. 入所申込後に住所、世帯構成、就労状況、電話番号、保育の必要な事由等、申込内容に変更が生じた場合や、入所の意思がなくなった場合は、必ずこども家庭室保育幼稚園グループまで連絡してください。
3. 入所（内定を含む）を辞退された場合は、次回以降の入所の利用調整において優先度が調整される場合があります。
※**入所（内定を含む）を辞退されることが無いよう、施設見学などを活用し、よくご検討の上、入所の申込みをしてください。**
4. **入所後の一定期間については、お子様の急な環境変化の緩和などのために保育の時間を短縮する場合がありますので、職場との事前の調整をお願いします。**
5. 入所申込みにおいて、**虚偽の記入又は申立てがあった場合や保育の必要な事由に欠ける状況に至った場合は、入所の決定を取り消す場合がありますのでご注意ください。**
6. **入所後に大東市外へ転出された場合は、原則として退所となります。**
7. 入所後、新たにお子様を出産された場合は、**そのお子様が満1歳になるまでに、そのお子様に関する入所申込みをしていただく必要があります。**入所申込みがない場合は、家庭での保育が可能であるとみなされ、**入所中のお子様退所となる場合があります**ので、予めご了承ください。

入所申込時の必要書類

- ※記入にあたっては、ペン又はボールペンを用い、楷書で書いてください。
- ※記入内容を訂正される場合は、修正ペン等ではなく、訂正印を用いてください。

書類① 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書

- ※「入所希望期間」は、小学校就学前に達するまでの間で、「保育の必要な事由」に該当すると見込まれる期間の範囲で記入してください。（入所日は原則毎月の1日です。）

書類② 子どもの健康状況等確認シート

書類③ 誓約書兼同意書

書類④ 入所理由証明書（保護者様分）

事由		必要書類
就労	外勤の場合（内定を含む。）	雇用主の証明
	自営業の場合	事業主の証明
	内職の場合	発注先の証明
就労以外	妊娠・出産、疾病・障害又は介護等の場合	保護者等の申立てと証明書（母子健康手帳、障害者手帳、診断書等）
	就学の場合	在学証明書及び授業のカリキュラム（職業訓練校の場合は合格通知書等）
	求職活動の場合	保護者等の誓約

- ※お子様2人以上の申込みの場合は、人数分の提出が必要となります（コピー可）。
- ※証明内容に変更が生じた場合は、速やかに再提出してください。再提出がなく、入所決定後に証明内容等の変更が判明した場合は、入所決定を取り消す場合があります。
- ※就労以外の事由に関する記入欄は、入所理由証明書の裏面にあります。

書類⑤ 教育・保育給付認定等に係る個人番号提供書

- ※同居されている方全員について記入してください。
- ※提出時には、教育・保育給付認定等に係る個人番号提供書の提供者欄に記載されている方の個人番号確認書類及び窓口に来られる方の本人確認書類の提示が必要となります（窓口に来られる方が保護者以外の場合は、あわせて委任状の提出が必要となる場合があります。）。

個人番号確認書類	右記いずれか1点	個人番号カード、通知カード（※注）、個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書
本人確認書類	右記いずれか1点	個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書（交付日が平成24年4月1日以降のもの）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等
	右記いずれか2点	国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書 等

- ※注）通知カードに記載のある住所、氏名等と、入所申込書に記載のある住所、氏名等とが一致しない場合は、個人番号確認書類としてご利用頂けませんので、ご注意ください。

書類⑥ 令和4年度市町村民税課税証明書（※原則不要）

- ※上記書類⑤でご提出頂きました個人番号（マイナンバー）を通じて令和4年度の市町村民税課税額の確認を致しますが、詳細の確認が必要となった際に、別途提出を求める場合があります。（対象は令和4年1月1日時点の住所地が大東市以外の方のみとなります。）
- ※個人番号（マイナンバー）を通じて令和4年度の市町村民税課税額の確認ができなかった場合、又は課税証明書等の提出がない場合は、0～2歳児クラスのお子様については、最高額の利用者負担額（保育料）で決定・徴収することになりますのでご注意ください。

副食費について（3歳児クラス以上のお子様対象）

3歳児クラス以上のお子様については、副食費徴収免除対象者（※）を除き、副食費を施設にお支払いしていただく必要がありましたが、大東市では、

令和2年4月から、すべてのお子様について、副食費のお支払いが原則不要となりました。

なお、主食費（お米代など）については、保護者負担となります。

※ 国が定める全国一律の基準である次のいずれかに該当するお子様のことをいいます。

なお、利用者負担額（保育料）と同様に、毎年4月、9月が切替時期となり、対象者には、市から通知を行います。

①市町村民税所得割課税額の合計が57,700円未満の世帯（ひとり親世帯等については77,101円未満の世帯）のお子様

②第3子以降のお子様（※認定こども園や保育所等を利用する兄弟の中で算定します。）



大東市内保育施設一覧

区分	番号	保育所等名	所在地	電話番号	2. 3号定員	対象児	特別保育		送迎保育		
							延長保育	一時預かり			
公立	保育所	1	南郷保育所	太子田3-1-20	872-7327	180	産休明け ～就学前	○	—	—	
		2	野崎保育所	野崎1-6-35	876-5630	130		○	—	○	
	ど認も定園こ	3	北条こども園	北条3-9-18	876-5237	90		○	—	○	
私立	保育園	4	泉保育園	泉町1-3-2	873-9638	80	概ね6ヶ月 ～就学前	○	—	—	
		5	氷野保育園	大東町10-15	871-7321	95		○	—	—	
		6	灰塚保育園	灰塚5-2-33	871-5422	60		○	—	—	
		7	江ノ口保育園	三箇4-16-16	874-5640	90		○	—	—	
		8	ひらりす保育園	野崎4-5-6	803-2020	80		○	—	—	
		9	津の辺保育園	南津の辺町2-32	876-8327	90		産休明け ～就学前	○	○	—
	認定こども園	10	住道こども園	三住町11-21	872-4218	139	概ね6ヶ月 ～就学前	○	—	—	
		11	大東わかば保育園	北条1-21-36	878-4121	90	産休明け ～就学前	○	—	—	
		12	秀英幼稚園	深野3-1-12	874-4403	110	概ね6ヶ月 ～就学前	○	—	—	
		13	若竹こども園	深野5-7-27	874-2930	79	産休明け ～就学前	○	—	○	
		14	あすなるこども園	扇町9-8	873-2241	120	概ね6ヶ月 ～就学前	○	—	—	
		15	あすなるこども園分園	末広町11-6	870-1515	42	概ね6ヶ月 ～2歳児	○	○	—	
		16	聖心保育園	太子田2-14-15	874-2371	155	概ね6ヶ月 ～就学前	○	—	—	
		17	第二聖心保育園	寺川1-20-1	874-0981	90		○	—	—	
		18	みのりこども園	津の辺町4-11	879-2777	60		○	—	○	
		19	大東つくし保育園	諸福6-3-33	873-9817	110		○	○	—	
		20	四条保育園	北条1-8-48	879-4158	85		○	—	○	
		21	上三箇保育園	三箇1-13-13	872-4296	120		産休明け ～就学前	○	○	—
		22	新田保育園	新田中町4-9	870-6680	90	概ね6ヶ月 ～就学前	○	—	—	
		23	新町保育園	川中新町9-1	874-2881	90	○	—	—		
		24	愛真幼稚園	西楠の里町15-1	877-0164	39	3歳児 ～就学前	○	—	—	
		25	朋来幼稚園	朋来2-14-5	872-0337	70	1歳児 ～就学前	—	—	—	
		26	四條暁学園大学附属幼稚園	学園町6-45	876-2420	50	3歳児 ～就学前	—	—	—	
		27	ひとつぶ保育園	深野4-3-4	872-0603	100	概ね6ヶ月 ～就学前	○	—	—	
		小規模	28	聖心保育園分園	赤井3-5-11	874-1442	12	概ね6ヶ月 ～2歳児	—	—	—
			29	ひだまり保育園	諸福5-6-22	875-5111	12		—	—	—
	30		わかたけ保育園	住道2-8-4 高倉ビル1階	873-7205	18	○		—	—	
	31		住道サンフレンズ保育園	朋来2-5-35 サンザン・イースト店舗棟1階	803-6801	19	○		—	—	

※ 送迎保育に○印のある保育施設は、送迎保育ステーションから専用バスで保育施設へお子様を送迎する送迎保育事業の対象となる保育施設です。

※ 保育施設の入所申込状況につきましては、各施設ではなく、市役所こども家庭室保育幼稚園グループまでお問い合わせください。